

各主体の権利・義務・責務比較表

		市民	地域活動団体	非営利活動団体	事業者	議会	議員	執行機関	市長	職員
権利	個人として尊重される権利	○	－							
	市民としての幸せを求めていく権利	○	－							
	公共的活動に参画する権利	○	(同左。市民として同様に権利を有しており、さらに公共的活動を実施する主体であることから、自明であり触れない。)	(社会的責任を有する市民の一種として自明であり、触れない。)	(公共的活動を実施する主体であり、自明であることから触れない。)					
	行政サービスを受ける権利	○	(同左。市民として行政サービスを受ける権利を有しており、自明であることから触れない。)			－				
義務・責務	公共的活動に参画する責務、自らの発言及び行動に責任を持つこと	○	(公共的活動を実施する主体であり、自明であることから触れない。)		○	(公共的活動を実施する主体であり、自明であることから触れない。)				
	公共的活動に伴う負担分任義務	○	－	(市民と同様、負担分任義務を有しているが、自明のことであり触れない。)	(市民と同様、負担分任義務を有しているが、自明のことであり触れない。)	－				
	職務遂行義務	－					○	－	○	○
	自己研鑽義務	○	－				○	－	追加	○
	情報共有、説明責任	自己情報提供義務⇒検討	・ 地域活動団体の間の情報共有（情報発信含む。） ・ 地域に住む市民との情報共有（情報発信含む。） ⇒文言を整理 ① 地域活動団体が、地域内市民をまとめること。 ② 地域活動団体間の情報共有 ③ その他の主体（市民を含む。）との情報共有	・ 非営利活動団体の間の情報共有（情報発信含む。） ・ 市民との情報共有（情報発信含む。） ⇒文言を整理 ① 非営利活動団体間の情報共有 ② その他の主体（市民を含む。）との情報共有	(私的活動を主に 行っている主体であることから義務は課せられない。)	○		(執行機関内で職務遂行する者であることから自明であり、触れない。)		
	ネットワークづくり	(私的活動を主に 行っている主体であることから義務は課せられない。)	・ 地域活動団体の間のネットワークづくり ⇒文言を整理 ① 地域活動団体間のネットワークづくり ② その他の各主体とのネットワークづくり	・ 非営利活動団体の間のネットワークづくり ⇒文言を整理 ① 非営利活動団体間のネットワークづくり ② その他の各主体とのネットワークづくり	(私的活動を主に 行っている主体であることから義務は課せられない。)	(公共的活動を行っている者であることから自明であり、触れない。)				
	事業者の責務	－			検討	－				
	総合的・一体的な行政サービス提供	－						○	－	執行機関の責務へ 統合
	効果的・効率的な行財政運営	－						○		
協働のまちづくりに配慮した職務遂行		－								○